

MOTOSU

屋井工業団地分譲のご案内

平成22年7月

本巢市土地開発公社

屋井工業団地分譲要領

1. 分譲用地

所在地	岐阜県本巣市屋井	
全体面積	123,500㎡ (37,358坪)	
分譲予定区画	第1区画	17,600㎡ (5,324坪)
	第2区画	19,100㎡ (5,778坪)
	第3区画	19,300㎡ (5,838坪)
	第4区画	10,700㎡ (3,237坪)
	第5区画	15,300㎡ (4,628坪)
	第6区画	41,500㎡ (12,553坪)
分譲予定価額	25,100円/㎡ (83,000円/坪)	

※ 区画について分割、統合も相談に応じます。

分譲予定価額においては上限です。

2. 申し込み資格

- ① 製造業、その他地域住民の雇用を優先し地域の発展に寄与することができる企業
- ② 工場用地売買契約(以下「売買契約」という。)を締結した日から2年以内に工場の建設に着手する企業
- ③ 公害の発生のおそれがなく公害防止施設を有する企業

3. 申し込み手続き

受付場所	岐阜県本巣市文殊324番地(本巣市役所本庁舎1階 企画財政課内) 本巣市土地開発公社事務局 TEL 0581-34-5024 FAX 0581-34-3273
提出書類	1 分譲申込書(様式1) 2 企業概要書(様式2) 3 事業計画書(様式3) 4 損益実績及び利益計画(様式4) 5 法人登記簿謄本 6 定款 7 前3期分の決算関係書類 (決算書・貸借対照表・損益計算書) 8 最近2年間の納税証明書(法人税・固定資産税)
提出部数	正本1部 副本(写し)2部

4. 分譲の決定

申込書に基づき、企業調査(企業訪問含む)及び事業内容等を審査し、本巣市企業誘致促進審議会の意見を聴き、本巣市土地開発公社理事会で可否の決定をします。

5. 売買契約の締結

売買契約の締結に要する費用は譲受人の負担とします。

6 売買代金の支払いと土地の引き渡し

- ① 売買契約締結の日から15日以内に契約金額の20%の額を手付金として土地開発公社に支払っていただきます。残額については、所有権移転の準備完了後に納入していただきます。
- ② 売買代金等を指定期日までに支払っていただけなかった場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、支払うべき金額に対し年3.4%の割合で計算した金額を遅延利息として支払っていただきます。
- ③ 土地は、売買代金の完納後、速やかに引き渡し所有権移転登記を行います。

7 所有権移転登記

所有権の移転登記申請は、売買代金の完納後、本巢市土地開発公社が速やかに行います。尚、登録免許税などこれに要する費用は、譲受人の負担とします。

8 土地の目的外使用及び転売等の制限

- ① 譲り受けた土地については、工場用地以外の用途に使用することはできません。
- ② 本契約締結の日から10年間は、他に譲渡又は転貸はできません。
- ③ 譲受人は、工場建設が完了するまでの間に地上権、質権、抵当権その他の権利を設定しようとする場合は、あらかじめ土地開発公社の承認を受ける必要があります。
- ④ 譲受人は、事業計画書を変更しようとする場合は、あらかじめ土地開発公社の承認を受ける必要があります。

9 工場の建設義務

売買契約を締結した日から2年以内に工場の建設に着手していただきます。ただし、事業計画書変更の承認を得た場合はこの限りではありません。

10 買い戻しの特約及び違約金

売買契約締結後、10年間の買い戻しの特約をしていただくと共に、該当事項を登記し、上記「8 土地の目的外使用及び転売等の制限」及び「9 工場の建設義務」に違反した場合、その他売買契約に違反した場合は、土地の買い戻しをすることができるものとします。

また、買戻権を行使した場合には、違約金として売買代金の20%の額を支払っていただきます。

11 環境保全

譲受人は、公害防止に関する諸法令を遵守するとともに、本巢市と公害防止協定を締結するものとし、環境保全に関して万全の処置を講ずるものとします。万が一、公害が発生したときは、譲受人の責任と負担において解決を図るものとします。

12 上水

上水は、本巢市上水道より供給されますが、給水申込みは譲受人において行っていただきます。

13 排水

工場排水及び生活排水は、各敷地内において所定の基準値以下となるよう個別処理したうえ、排水枡に排水していただきます。

14 電力

当団地には電力の引込み線が各敷地に設置されております。なお、受電申込みは譲受人において行っていただきます。

15 通信インフラ

光ケーブル及び同軸ケーブルによるインターネットへの接続も可能となっております。

16 優遇措置等

立地する企業が一定の条件を具備する場合は、税制面の優遇措置を受けることが出来ます。詳細については、土地開発公社にお問い合わせ下さい。

17 その他

- ① 予定建築物の用途指定…屋井工業団地は開発許可条件により工場の用途となります。
- ② 遵守及び容認事項…県の開発関係法令、建築基準法等関係法令を遵守し工場建設にあたるものとします。その他、電力等の供給のため分譲用地内に電柱等を設置することについて容認して頂きます。

18 申し込みから引き渡しまでの手続き

申し込み	分譲期間中、申し込みを受付します。
審査	企業審査(企業訪問を含む。)を行います。 本巢市企業誘致促進審議会において審査します。
決定	本巢市土地開発公社理事会において分譲を決定します。 申し込み企業に文書で結果を通知します。
協定書の締結	進出企業には直ちに「企業立地協定書」及び「公害防止協定書」を締結していただきます。
売買契約書の締結	「工場用地売買契約書」を締結していただきます。
売買代金の授受	契約締結後、15日以内に契約金額の20%を支払っていただきます。残額については、所有権移転の準備完了後に支払っていただきます。
土地の引き渡し (所有権移転登記等)	売買代金の完納後、土地開発公社が所有権移転登記の手続きを行います。登録免許税等の諸費用は、進出企業の負担となります。

19 問い合わせ先

本巢市土地開発公社 事務局

〒501-1292 岐阜県本巢市文殊324番地(本巢市役所本庁舎1階 企画財政課内)

電話 0581-34-5024(直通)

FAX 0581-34-3273